

区連会 資料 2-6

旭選管第2号
令和7年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様

横浜市旭区選挙管理委員会
委員長 篠崎 啓史

令和7年執行 参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙における 投票管理者等の推薦について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本年は、7月に参議院議員通常選挙、8月3日には横浜市長選挙が執行される予定です。

つきましては、それぞれの選挙につきまして、当日投票所の投票管理者・立会人と、期日前投票所の立会人を御推薦いただきますようお願いいたします。

本来であれば、別々に依頼をさせていただくところですが、選挙期日が近接しているため、同時での依頼となりましたことをお詫び申し上げます。

お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

1 選挙日程

【参議院議員通常選挙 想定日程】

公示日	令和7年7月3日（木）		
期日前 投票	区役所	7月4日（金）～7月19日（土）	午前8時30分～午後8時
	サンハート	7月12日（土）～7月19日（土）	午前9時30分～午後8時
投票日	7月20日（日）午前7時～午後8時		

※ 通常国会の会期延長がない場合の想定日です。会期が延長された場合は、延長幅に応じて日程が変更となります。

【横浜市長選挙】

告示日	令和7年7月20日（日）		
期日前 投票	区役所	7月21日（月）～8月2日（土）	午前8時30分～午後8時
	サンハート		午前9時30分～午後8時
投票日	8月3日（日）午前7時～午後8時		

裏面あり

2 連長への依頼事項

(1) 旭区役所への書類提出

資料 1-1 「当日投票所 投票管理者・立会人推薦書」(連合内の投票所数分)

資料 2-1 「期日前投票所 投票立会人推薦書」

参議院議員通常選挙は白色の用紙、横浜市長選挙はブルーの用紙

締切：令和7年5月21日(水)

提出方法及び提出先：同封の返信用封筒にて旭区選挙管理委員会へ郵送

(※) データで御提出いただける場合は、様式をメール送付するため、【連合名、送信者氏名、必要な資料の番号(1-1・2-1)】を本文中に入力いただき、下部のアドレスにメールで御連絡ください。

(2) 投票管理者に書類配布

資料 3 「投票管理者用書類一式」(1投票所で1封筒ずつ)

※6/6(金)推薦期限の事務従事者推薦依頼が入っているため、投票管理者に至急お渡しいただき、すぐに従事者推薦に向けて御対応いただきたい旨をお伝えください。

(3) 投票立会人に書類配布

資料 4 「投票立会人用書類一式」(1名で1封筒ずつ)

(4) 期日前投票立会人に書類配布

資料 5 「期日前投票立会人あて書類一式」(1名で1封筒ずつ)

3 前回選挙からの変更点

(1) 投票所従事者基準の見直し

市選挙管理委員会では、従事者を確保する負担軽減の観点から、投票所従事者基準の見直しを行い、有権者数5,000人未満の投票所について現行から1名減としています。

区選管では、各投票所が適正に運営できるよう、投票者数や投票所の施設状況を加味した従事者数を算出しています。

(2) 投票管理者・投票立会人報酬の改定

現在、選挙執行経費基準法の改正により、各報酬の単価が改定される予定です。

これにより、本市の投票管理者・投票立会人報酬についても、概ね1,500円程度増額する見込みです。

(3) 投票管理者・事務主任打合せ会

参議院議員通常選挙前の6月27日(金)に実施する予定ですが、横浜市長選挙における打合せ会は行いませんので、別途資料送付をさせていただきます。

当日投票所のお食事(昼食・夕食)について

- 選挙管理委員会によるお弁当の一括注文は行っておりません。
- 食事をご持参なさるか、あるいは各投票所で弁当注文等を行うかについての調整は、各投票管理者と各投票所の事務主任・庶務主任(区役所職員)間で行っていただきます。
- 調整結果について、立会人や事務従事者には各投票所の事務主任・庶務主任から電話等で伝達・確認を行います。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
(旭区役所総務課統計選挙係兼任)

電話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

送付書類一覧

- ・参議院議員通常選挙用と横浜市長選挙用に資料を分け、参議院議員通常選挙関係資料を白色で、横浜市長選挙関係資料をブルーで印刷しています。
- ・資料番号は両選挙とも共通です。
- ・「参考1-3」と「参考1-4」は両選挙共通資料のため、参議院議員通常選挙関係資料の場所のみに掲載しています

連長用資料

資料1-1★ 当日投票所 投票管理者・立会人推薦書

- 参考1-2 当日投票管理者・立会人推薦要領
- 参考1-3 連合別 投票所一覧表【共通資料】
- 参考1-4 投票区域一覧表【共通資料】

返信用封筒（連長・南万騎が原自治会長使用分）

資料2-1★ 期日前投票 投票立会人推薦書

- 参考2-2 期日前投票立会人推薦要領
- 参考2-3 連合別担当期日前投票所一覧表

投票管理者用資料

資料3-1 投票事務従事者の推薦等について（投票管理者あて依頼）

- 参考3-2 投票事務従事者推薦要領
- 参考3-3 投票管理者の手びき ※後日、選任通知と併せてお送りします。

資料3-4★ 投票事務従事者名簿

返信用封筒（投票管理者使用分）

投票立会人（当日）用資料

資料4-1 当日投票所の立会いについて（投票立会人あて連絡）

- 参考4-2 投票立会人の心構え

期日前投票立会人用資料

資料5-1 期日前投票の立会いについて（区役所期日前投票立会人あて連絡）

資料5-2 期日前投票の立会いについて（臨時期日前投票立会人あて連絡）

- 参考5-3 期日前投票所投票立会人の心構え

※期日前投票立会人には「参考2-3」も配布します。

参議院議員通常選挙 関係資料

旭区選挙管理委員会

16 旭中央地区連合町内会

令和7年7月執行予定

参議院議員通常選挙 投票管理者・立会人推薦書

第1投票所 旭区役所

		前半（※）	後半（※） (2人に分かれる場合のみご記入ください。)
投票 管理 者	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()
投票 立会 人1	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()
投票 立会 人2	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。（「後半」は何も記入しなくてかまいません。）
投票管理者と投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

【参院・市長共通】

当日投票管理者・立会人推薦要領

1 当日投票所の投票管理者・投票立会人の概要

	推薦 人数	職務	従事等日時	資格要件	報酬 (予定)
投票 管理者	1名	投票所における 管理執行	・投票日前日 2時間程度 ・投票日当日 午前7時から午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者(※2)	26,000円 (13,000円 ×2日分) (※3)
投票 立会人	2名	投票の立ち会い	・投票日当日 午前7時から午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者(※2)	12,000円 (※3)

※1 開始前の準備及び終了後の投票箱開票所送致等のため30分から1時間程度の時間を要します。

※2 選挙権を有している方であれば、投票所の地域に住んでいない方でも結構です。

※3 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

2 途中交代について

投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、投票日において1人の投票管理者及び2人の投票立会人によりその事務を担うことが原則となります。長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合に限り交代制をとることを想定しておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、交代制とする場合の従事時間及び報酬は次のとおりです。

従事時間	前半 7:00～13:30	後半 13:30～20:00
報酬 (各人)	管理者・立会人各々半額となります。	

3 当日投票所のお食事(昼食・夕食)について

- ・各投票所において任意でご注文いただきます。
- ・食事をご持参なさるか、あるいは各投票所で弁当注文等を行うかについての調整は、投票管理者と投票所の事務主任・庶務主任(区役所職員)間で行っていただきます。後日、電話等でご連絡差し上げますので、しばらくお待ちいただくようお願いください。

地区連合別 担当投票所一覧表

	地区連合会名	投票所名
1	鶴ヶ峰地区町内会連合会	第2（旭区市民活動支援センターみなくる）、3（鶴ヶ峰小学校）、38（鶴ヶ峰中学校）、41（新井中学校）
2	白根地区町内会自治会連合会	第39（白根地区センター）、40（不動丸小学校）
3	旭北地区連合自治会	第35（上白根小学校）、37（白根小学校）、15（グリーンヒル上白根集会所）
4	上白根連合自治会	第33（西ひかりが丘団地集会所）、34（ひかりが丘地域ケアプラザ）
5	今宿地区町内会自治会連合会	第26（今宿南小学校コミュニティハウス）、36（今宿小学校）
6	川井地区町内会自治会連合会	第4（川井地域ケアプラザ）、27（都岡地区センター）、28（上川井小学校）、32（都岡中学校）
7	若葉台連合自治会	第29（若葉台特別支援学校）、30（若葉台小学校）、31（星槎高等学校）
8	笹野台地区連合自治会	第24（笹野台小学校）、25（笹野台会館2号館）
9	希望が丘連合自治会	第16（中希望が丘富士見会館）、17（希望ヶ丘地区センター）
10	希望が丘東地区連合自治会	第18（東希小コミュニティハウス）、19（東希望が丘親睦会館）、20（二俣川高等学校（旧二俣川看護福祉高等学校））
11	希望が丘南地区連合自治会	第14（南希望が丘地域プラザ）
12	さちが丘地区連合自治会	第13（さちが丘小学校）
13	万騎が原連合自治会	第11（万騎が原小学校）
14	二俣川地区連合自治会	第10（二俣川小学校）、21（清水ヶ丘自治会館）
15	二俣川ニュータウン連合町内会	第22（中沢小学校）、23（旭中学校）
16	旭中央地区連合町内会	第1（旭区役所）
17	旭南部地区連合自治会	第8（本宿小学校）、9（万騎が原中学校）
18	左近山連合自治会	第6（左近山第五集会所）、7（左近山小学校）、42（左近山第三集会所）
19	市沢地区連合町内会	第5（市沢地区センター）
20	南まきが原自治会	第12（サポートセンター連）

※ 投票所は現時点での予定です

旭区 投票所及び投票区域一覧表 (予定)

連長用 参考1-4

投票区	投票所	投票区域
1	旭区役所	四季美台1番地から83番地まで、鶴ヶ峰一丁目1番地から8番地まで、鶴ヶ峰二丁目1番地から5番地まで、今川町、本村町38番地から40番地まで、54番地から62番地まで
2	旭区市民活動支援センターみなくる	鶴ヶ峰一丁目9番地から12番地まで、鶴ヶ峰二丁目6番地以降、白根一丁目1番から12番まで、20番以降
3	鶴ヶ峯小学校	西川島町、鶴ヶ峰一丁目13番地から56番地まで、58番地、70番地から78番地まで、川島町1574番地から1927番地まで、2006番地から2044番地まで、2069番地から2845番地まで
4	川井地域ケアプラザ	上川井町1番地から60番地まで、102番地から202番地まで、1224番地、1225番地、1239番地から1307番地まで、2997番地から3199番地まで、川井本町5番地、32番地、36番地から70番地まで、83番地以降、下川井町1518番地から1546番地まで、2198番地、2199番地、2213番地から2233番地まで、2311番地以降
5	市沢地区センター	市沢町1番地から552番地まで、613番地から915番地まで、980番地から990番地まで、992番地から994番地まで、996番地から1181番地まで、1186番地から1208番地まで、1210番地以降、三反田町161番地から218番地まで
6	左近山第5集会所	左近山団地7街区から9街区まで(左近山448番地の3から4まで、1010番地の1、1186番地の5から6まで)、市沢町553番地から612番地まで、916番地から979番地まで、991番地、995番地、1182番地から1185番地まで、1209番地
7	左近山小学校	左近山団地1街区から2街区まで(左近山1番地の1から2まで、16番地の1、16番地の4から5まで、16番地の7から8まで、1997番地の7)、小高町、三反田町1番地から160番地まで、219番地以降、川島町1949番地、1957番地、1990番地から2005番地まで、2045番地、桐が作
8	本宿小学校	本宿町1番地から107番地まで、鶴ヶ峰一丁目57番地、59番地から69番地まで、79番地以降、本村町1番地から15番地まで、30番地から37番地まで、川島町1928番地から1989番地まで(ただし、1949番地、1957番地を除く)、2046番地から2068番地まで
9	万騎が原中学校	南本宿町、万騎が原1番地から9番地まで、22番地から49番地まで、二俣川2丁目29番地の1、31番地から40番地まで、78番地、81番地から87番地まで、本宿町108番地以降、さちが丘146番地
10	二俣川小学校	二俣川1丁目1番地から60番地まで、二俣川2丁目1番地から30番地まで(ただし、29番地の1を除く)、41番地から77番地まで、79番地、80番地、88番地以降、さちが丘1番地から19番地まで、44番地から51番地まで、133番地から145番地まで、本村町16番地から29番地まで
11	万騎が原小学校	万騎が原10番地から21番地まで、50番地以降、大池町、柏町1番地から25番地まで
12	サポートセンター連	柏町26番地以降、善部町111番地から116番地まで
13	さちが丘小学校	さちが丘52番地から132番地まで、147番地以降、中希望が丘11番地から19番地まで、40番地から44番地まで、善部町97番地から110番地まで
14	南希望が丘地域ケアプラザ	善部町1番地から96番地まで、117番地以降、南希望が丘
15	グリーンヒル上白根集会所	今宿東町518番地、上白根一丁目(ただし、14番から17番までを除く)、上白根町112番地から269番地まで、271番地、274番地から292番地まで、296番地から299番地まで、315番地から329番地まで、983番地から1138番地まで
16	中希望が丘富士見会館	中希望が丘1番地から10番地まで、20番地から39番地まで、45番地から85番地まで
17	希望が丘地区センター	中希望が丘86番地以降
18	東希小コミュニティハウス	東希望が丘65番地以降、今宿町2668番地、2671番地から2723番地まで
19	東希望が丘親睦会館	東希望が丘1番地から64番地まで
20	二俣川高等学校(旧二俣川看護福祉高等学校)	中尾一丁目、中尾二丁目、二俣川1丁目62番地以降、今宿町2647番地、2649番地、2651番地から2667番地まで、2669番地、2670番地、さちが丘20番地から43番地まで
21	清水ヶ丘自治会館	本村町41番地から53番地まで、63番地以降、中沢一丁目1番から23番まで、25番から49番まで、四季美台84番地以降
22	中沢小学校	中沢一丁目24番、50番以降、中沢二丁目、中沢三丁目、今宿南町2230番地から2289番地まで、今宿一丁目1番から35番まで

投票区	投票所	投票区域
23	旭中学校	今宿町2432番地、2475番地、2490番地、2538番地から2540番地まで、2551番地から2562番地まで、2566番地から2579番地まで、2581番地、2582番地、2617番地、今宿一丁目36番以降、今宿二丁目、金が谷417番地から521番地まで、523番地から536番地まで、538番地、543番地から588番地まで、600番地から643番地まで、金が谷二丁目14番1号から14番8号まで、19番から26番まで、29番以降
24	笹野台小学校	金が谷213番地、218番地、644番地から658番地まで、662番地から767番地まで、金が谷一丁目、金が谷二丁目1番から18番まで（ただし、14番1号から14番8号までを除く）、27番、28番、笹野台一丁目1番から7番まで、18番から44番まで、笹野台四丁目1番から57番まで、65番から67番まで
25	笹野台会館2号館	笹野台一丁目8番から17番まで、45番から58番まで、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目58番から64番まで、矢指町1194番地、1197番地
26	今宿南小学校コミュニティハウス	今宿南町1番地から153番地まで、1667番地から2229番地まで、2290番地から2525番地まで
27	都岡地区センター	今宿西町、下川井町1番地から1517番地まで、1547番地から2197番地まで、2200番地から2212番地まで、2234番地から2310番地まで、矢指町（ただし、1194番地、1197番地を除く）、都岡町
28	上川井小学校	上川井町61番地から101番地まで、203番地から1223番地まで、1226番地から1238番地まで、1308番地から2996番地まで、3240番地以降
29	若葉台特別支援学校	若葉台一丁目、若葉台二丁目1番から6番まで、20番以降
30	若葉台小学校	若葉台二丁目7番から19番まで、若葉台三丁目2番から8番まで、若葉台四丁目14番から24番まで
31	星槎高等学校	若葉台三丁目1番、9番以降、若葉台四丁目1番から13番まで、25番以降
32	都岡中学校	川井宿町、上川井町3200番地から3239番地まで、川井本町1番地から4番地まで、6番地から31番地まで、33番地から35番地まで、71番地から82番地まで
33	西ひかりが丘団地集会所	上白根町795番地（ただし、市営ひかりが丘住宅15街区に限る）、891番地（西ひかりが丘団地）、1306番地、1350番地、1354番地から1433番地まで
34	ひかりが丘地域ケアプラザ	上白根町717番地から890番地まで（ただし、市営ひかりが丘住宅15街区を除く）、892番地から982番地まで、1139番地から1305番地まで、1307番地から1349番地まで、1351番地から1353番地まで、1434番地以降
35	上白根小学校	上白根二丁目、上白根三丁目、白根町、中白根一丁目29番20号から29番32号まで、30番以降、中白根二丁目17番3号から17番16号まで、27番9号から27番24号まで、28番（ただし、28番10号を除く）、31番1号から31番20号まで、31番32号から31番42号まで、32番6号から32番33号まで、38番5号から38番23号まで、39番7号から39番14号まで、40番10号から40番13号まで、41番2号から48番8号まで、49番以降、中白根三丁目、中白根四丁目
36	今宿小学校	今宿東町506番地から517番地まで、519番地以降
37	白根小学校	上白根一丁目14番から17番まで、白根五丁目1番から30番まで（ただし、30番1号から30番9号を除く）、33番、51番1号から51番8号まで、52番以降、白根六丁目72番、白根七丁目20番29号、20番30号、21番から29番まで（ただし、29番4号を除く）、33番16号以降、白根八丁目、中白根一丁目1番から29番まで（ただし、29番20号から29番32号までを除く）、中白根二丁目1番から27番まで（ただし、17番3号から17番16号まで、27番9号から27番24号までを除く）、28番10号、29番、30番、31番21号から31番31号まで、31番43号以降、32番（ただし、32番6号から32番33号までを除く）、33番から40番まで（ただし、38番5号から38番23号まで、39番7号から39番14号まで、40番10号から40番13号までを除く）、41番1号、48番9号から48番51号まで
38	鶴ヶ峰中学校	鶴ヶ峰本町一丁目、鶴ヶ峰本町二丁目、鶴ヶ峰本町三丁目、白根五丁目30番1号から30番9号まで、31番、32番、34番から51番まで（ただし、51番1号から51番8号までを除く）
39	白根地区センター	白根一丁目13番から19番まで、白根三丁目1番から19番まで、21番から27番まで、白根四丁目
40	不動丸小学校	白根二丁目、白根三丁目20番、28番以降、白根六丁目（ただし、72番を除く）、白根七丁目1番から20番まで（ただし、20番29号、20番30号を除く）、29番4号、30番から33番15号まで
41	新井中学校	川島町2846番地以降
42	左近山第三集会所	左近山団地3街区から6街区まで（左近山157番地の2、157番地の5、157番地の30、171番地の3、171番地の7、1116番地の7、1186番地の11、1296番地の4）

旭区選挙管理委員会

令和7年7月執行 参議院議員通常選挙
期日前投票所 投票立会人推薦書

旭区役所

7月9日（水）

	前 半(※)		後 半 (2人に分かれる場合のみ、ご記入ください。)	
投票立会人1	氏 名		氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()
投票立会人2	氏 名		氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。（「後半」は何も記入しなくてかまいません。）
投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

旭区選挙管理委員会

令和7年7月執行 参議院議員通常選挙
期日前投票所 投票立会人推薦書

サンハート

7 月 12 日（土）

	前 半(※)		後 半 (2人に分かれる場合のみ、ご記入ください。)	
投票立会人 1	フリ氏 名		フリ氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()
投票立会人 2	フリ氏 名		フリ氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。「後半」は何も記入しなくてかまいません。
投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

期日前投票立会人推薦要領

1 期日前投票所の投票立会人の概要

	推薦 人数	職務	立会い時間	資格要件	報酬 (予定)
旭区役所	2名	投票の立ち会い	午前8時30分から 午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者 (※2)	11,000円 (※3)
サンハート	2名	投票の立ち会い	午前9時30分から 午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者 (※2)	11,000円 (※3)

※1 開設前打合せ及び終了後の投票箱施錠・書類作成のため前後15分を要します。

※2 選挙権を有している方であれば、投票所の地域に住んでいない方でも結構です。

※3 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

2 途中交代について

当日投票所と同様に、期日前投票所の投票立会人につきましても、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合に限り交代制とさせていただきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、交代制とする場合の従事時間及び報酬は次のとおりです。

従事時間	(区役所) 前半 8:30～14:15 後半 14:15～20:00 (サンハート) 前半 9:30～14:45 後半 14:45～20:00
報酬 (各人)	各々半額となります。

連合別 担当期日前投票所一覧表

投票日 7月20日（日）

	従事場所		旭区役所	サンハート
	日	曜日		
16日前	7月4日	金	(選管推薦)	
15日前	7月5日	土	(選管推薦)	
14日前	7月6日	日	(選管推薦)	
13日前	7月7日	月	(選管推薦)	
12日前	7月8日	火	(選管推薦)	
11日前	7月9日	水	鶴ヶ峰地区町内会連合会	
10日前	7月10日	木	白根地区町内会自治会連合会	
9日前	7月11日	金	旭北地区連合自治会	
8日前	7月12日	土	上白根連合自治会	笹野台地区連合自治会
7日前	7月13日	日	今宿地区町内会自治会連合会	希望が丘連合自治会
6日前	7月14日	月	川井地区町内会自治会連合会	希望が丘東地区連合自治会
5日前	7月15日	火	若葉台連合自治会	希望が丘南地区連合自治会
4日前	7月16日	水	旭南部地区連合自治会	さちが丘地区連合自治会
3日前	7月17日	木	左近山連合自治会	万騎が原連合自治会
2日前	7月18日	金	市沢地区町内会連合会	二俣川ニュータウン連合町内会
1日前	7月19日	土	旭中央地区連合町内会	二俣川地区連合自治会

※投票日は令和7年7月20日（日）を想定しています。

なお、国会の会期延長によって投票日が変更される場合は、選挙管理委員会からご連絡させていただきます。

投票管理者 各位

横浜市旭区選挙管理委員会
委員長 篠崎 啓史

参議院議員通常選挙 投票事務従事者の推薦等について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は令和7年7月執行 参議院議員通常選挙における投票管理者をお引き受けいただきありがとうございます。

つきましては、次のとおり投票事務従事者の推薦をお願いいたしたく、お忙しいところ大変恐縮ですが、御協力いただきますようお願いいたします。

また、投票管理者の概要を裏面で御案内いたします。

なお、職務の詳細につきましては、6月27日開催予定の投票管理者・事務主任打合せ会にてご説明いたします。追って、選任通知と合わせ御案内を5月下旬に送付いたしますので、お待ちいただきますようお願いいたします。

1 依頼内容

事務従事者の推薦

『参考3-2』投票事務従事者推薦要領』に、推薦人数、推薦基準等を記載しています。こちらを御確認いただき、『資料3-4』従事者名簿』に御記入ください。

2 提出方法

同封の返信用封筒を用いて、『資料3-4（※）』を旭区選挙管理委員会宛てにご郵送ください。

（※）『資料3-4』をメールで御提出いただける場合は、データをお送りします。投票所名、送信者氏名、必要な資料番号（3-4）を本文中に入力いただき、下部のアドレスにメールで御連絡ください。

3 提出期限

令和7年6月6日（金）

4 前回からの変更点

市選挙管理委員会では、従事者を確保する負担軽減の観点から、投票所従事者基準の見直しを行い、有権者数5,000人未満の投票所について現行から1名減としています。区選管では、各投票所が適正に運営できるよう、投票者数や投票所の施設状況を加味した従事者数を算出しています。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

投票管理者について

1 職務

投票所における管理執行

2 従事日時

投票日は令和7年7月20日（日）です。

なお、国会の会期延長によって投票日が変更される場合は、選挙管理委員会からご連絡させていただきます。

(1) 投票日前日：2時間程度（前日設営）

※ 集合時間は事務主任が施設管理者・投票管理者様と調整したうえで決定します。

(2) 投・開票日当日：午前6時30分～午後9時頃見込み

※ 投票（午前7時から午後8時）事務従事後、開票所への事務引継ぎを終えて、解散となります。

3 報酬額（前回実績）

26,000円（13,000円×2日分）

※ 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

※ 投票日当日に途中交代をする場合、当日分は半額になります。

4 投票管理者の告示について

公職選挙法施行令第25条の規定「投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない」により、投票管理者の住所（行政区まで）及び氏名は告示されますので御承知おきください。

当日投票所のお食事（昼食・夕食）について

- ・各投票所において任意でご注文いただきます。
- ・食事をご持参なさるか、あるいは各投票所で弁当注文等を行うかについての調整は、各投票管理者と各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）間で行っていただきます。事務主任・庶務主任からの連絡をお待ちください。
- ・調整結果について、立会人や事務従事者には各投票所の事務主任・庶務主任から電話等で伝達・確認を行います。

参議院議員通常選挙 投票事務従事者推薦要領

1 推薦人数

原則 6 名（うちパソコン操作者 2 名）

- ※ パソコン操作者の作業内容は、「投票のご案内」に印字されたバーコードを読み取り、確認ボタンをクリックし、「投票のご案内」にチェックをつけるという、簡単な作業です。別途、投票所従事職員より説明いたします。
- ※ 有権者の人数等により推薦人数が異なる場合や、パソコン操作者が 3 人の場合があります。推薦人数は、投票所ごとに用意された推薦名簿でご確認ください。

2 投票事務従事者の推薦について

- (1) 投票日前日及び投票日当日ともに参集できる方。
- (2) 投票事務に従事して知り得た投票の秘密など個人情報等のプライバシーの保護を守れる方。
- (3) 年齢が 16 歳以上の方（高校 1 年生以上）。
 - ※ 従事いただく際の服装については、肌の露出の多いもの、華美なものはお控えいただくよう、あらかじめお伝えいただければ幸いです。
- (4) 投票立会人以外の方。

3 従事日時

※投票日は令和 7 年 7 月 20 日を想定しています。

- (1) 投票日前日
 - 2 時間程度（前日設営）
 - ※ 集合時間は事務主任が施設管理者・投票管理者様と調整したうえで決定します。
- (2) 投票日当日
 - 午前 6 時 30 分～午後 8 時 30 分頃

4 報酬（予定）

- (1) 投票日前日 2,500 円 + 交通費（実費）
- (2) 投票日当日 18,972 円 + 交通費（実費）

※ 投票日当日の報酬につきましては、所得税「372 円」を源泉徴収させていただきますので、実際の手取り額は「18,600 円」（前回実績）となります。

なお、報酬額は、変更となる可能性があります。

※ 交通費については最も経済的かつ合理的な経路で計算し、IC カード利用の金額での支給となりますので「従事者名簿」に記載いただいた金額と異なる場合がございます。御了承ください。

5 その他

- ・投票事務従事者の方に対しての事務説明会はありません。
- ・後日、各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）から従事者の方あてに、委嘱状と合わせて投票日前日・当日の集合時刻等をお知らせいたします。
- ・推薦後～投票日当日までに従事できない方が現れた場合は、新たに別の方の御推薦をお願いいたします。

【参議院議員通常選挙】
投票事務従事者名簿

連長用 資料 3-4 ★
締切：6月6日（金）

記入者名：

第 1 投票所

旭区役所

番号	フリガナ	生年月日	住 所	連絡先 ※日中連絡不可の場合は メールアドレス併記をお願いいたします。		投票所までの経路	
	氏 名			電 話	メー ル	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
例 1	アサヒ タロウ	昭和 62 年 10 月 1 日	旭区さちが丘〇〇	電 話	045-123-4567	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
	旭 太郎			メー ル	〇〇〇〇@gmail.com	なし	
例 2	メイスイ ハナコ	平成 5 年 1 月 23 日	旭区二俣川2-〇〇	電 話	090-1234-5678	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
	明推 花子			メー ル	△△△△@hotmail.com	あり	自宅→相鉄〇〇バス停→二俣川(〇〇円)→投票所
パ ソ コ ン 操 作 者	1	年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
2		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
3		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
4		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
5		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
6		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
7		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
8		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
9		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			

投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

参議院議員通常選挙 当日投票所の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 7 月執行の参議院議員通常選挙における投票立会人をお引き受けいただきありがとうございます。投票日当日までに投票立会人の心構え（参考 4 - 2）を御一読いただき、投票所での立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

投票所における投票の立会い

2 立会日時

投・開票日当日 午前 6 時 30 分～午後 9 時 00 分頃見込み

※投票日は令和 7 年 7 月 20 日（日）を想定しています。

なお、国会の会期延長によって投票日が変更される場合は、選挙管理委員会からご連絡させていただきます。

※ 投票（午前 7 時から午後 8 時まで）事務終了後、投票立会人 2 名のうち 1 名につきましては、開票所への事務引継を終えて、解散となります。

※ 交代制をとる場合の時間は次のとおりです。

（前半）午前 6 時 30 分から午後 1 時 30 分まで

（後半）午後 1 時 30 分から午後 9 時 00 分頃まで

3 報酬額（前回実績）

12,000 円（交代制の場合は 6,000 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

4 その他

- ・選任通知書等の書類につきましては、後日送付いたします。
 - ・当日のお食事をご持参いただくか否かについては、各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）からお電話等でご連絡いたします。
- なお、やむを得ない事情により当日の立会いが困難となった時点で、以下の連絡先へ速やかに御一報ください。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

投票立会人の心構え

- 1 定刻までに必ず選任通知書、印鑑を持ってお集まりください。
- 2 用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の外は、投票所を出ないでください。また、やむを得ず席を立つ場合は、投票管理者等に声をかけてください。
- 3 投票立会人として選任されますと、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ辞職することはできないことになっております。
- 4 職務上知り得た事柄、特に選挙人の生年月日・続柄等プライバシーに関することは、絶対にもらしたり、話題にしたりすることのないよう注意してください。

投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

- 1 投票手続全般について立ち会うこと。(法 38)
 - 立会人は、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地等から、投票管理者から意見を求められた場合に限らず、投票管理者に協力し、また、積極的に投票事務に立ち会ってください。
 - ・ 選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認をするときに必ず立ち会ってください。
 - ・ 投票に来た選挙人を選挙人名簿と対照するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会ってください。(令 35)
- 2 次の場合に意見を述べること。
 - (1) 投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。(法 50Ⅱ)
 - (2) 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)(令 41Ⅰ)
 - (3) 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48Ⅱ)
 - (4) 不在者投票、在外投票を受理するかどうかについて意見を求められたとき。(令 63Ⅰ)(指定投票区のみ)
- 3 投票を拒否された選挙人、又は投票を拒否されない選挙人について異議があるとき、意見を述べること。(法 50Ⅴ)
- 4 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき意見を述べること。(令 41Ⅲ)
- 5 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- 6 投票録に署名すること。(法 54)
- 7 投票管理者が投票箱を投票所から開票管理者のもとに送るときに付き添うこと。(法 55)

区役所期日前投票所投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

期日前投票所の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 7 月執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所立会人をお引き受けいただきありがとうございます。立会人の心構え（参考 5 - 3）を御確認いただき、期日前投票への立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

期日前投票所における投票の立会い

2 従事場所

旭区役所期日前投票所（旭区役所 地下 1 階会議室）

※ 区役所スロープを降りた先の地下夜間休日入口からお入りいただき、業務員に「期日前投票所の立会人です。」とお申し出ください。

3 立会日時

立会日 : 参考 2 - 3（地区連合別 担当期日前投票所一覧表）のとおり

立会時間 : 午前 8 時 30 分～午後 8 時 00 分

開始前の打合せのため **15 分前にお集まりください**。また、立会終了後は、投票箱施錠と書類作成のため 15 分ほど要します。

※ 交代制をとる場合の立会時間は次のとおりです。

（前半）午前 8 時 30 分～午後 2 時 15 分

（後半）午後 2 時 15 分～午後 8 時 00 分

4 報酬額（前回実績）

11,000 円（交代制の場合は 5,500 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

5 その他

お食事は期日前投票所近辺でお取りくださいますようお願いいたします。休憩スペースは設けておりますので、適宜御利用ください。（旭区役所内に食堂・売店はございません。）

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話 : 045-954-6012 FAX : 045-951-3401

メー ル : as-toukei@city.yokohama.lg.jp

臨時期日前投票所投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

期日前投票の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 7 月執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所の立会人をお引き受けいただきありがとうございます。立会人の心構え（参考 5 - 3）を御確認いただき、期日前投票への立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

期日前投票所における投票の立会い

2 従事場所

臨時期日前投票所（旭区民文化センター サンハートホール）

3 立会日時

立会日：参考 2 - 3（地区連合別 担当期日前投票所一覧表）のとおり

立会時間：午前 9 時 30 分～午後 8 時 00 分

開始前の打合せのため **15 分前にお集まりください**。また、立会終了後は、投票箱施錠と書類作成のため 15 分ほど要します。

※ 交代制をとる場合の立会時間は次のとおりです。

（前半）午前 9 時 30 分～午後 2 時 15 分

（後半）午後 2 時 15 分～午後 8 時 00 分

4 報酬額（前回実績）

11,000 円（交代制の場合は 5,500 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

5 その他

お食事は期日前投票所近辺でお取りいただくほか、休憩スペースも設けておりますので、お弁当をご持参の場合は適宜ご利用ください。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

期日前投票所投票立会人の心構え

- 1 定刻までに必ず、印鑑と口座振込依頼書を持って指定された期日前投票所にお集まりください。
- 2 用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の外は、期日前投票所を出ないでください。また、やむを得ず席を立つ場合は、投票管理者等に声をかけてください。
- 3 投票立会人に選任されますと、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ辞職することはできないことになっております。
- 4 職務上知り得た事柄、特に選挙人の生年月日・続柄等プライバシーに関することは、絶対にもらしたり、話題にしたりすることのないよう注意してください。

期日前投票所投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

- 1 投票手続全般について立ち会うこと。(法 48 の 2 により読み替える法 38)
立会人は、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地等から、投票管理者から意見を求められた場合に限らず、投票管理者に協力し、また、積極的に投票事務に立ち会ってください。
 - ・ 選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認をするときに必ず立ち会ってください(初日のみ、2 日目以降は投票箱を交換する場合のみ)。
 - ・ 2 日目以降は投票箱の上ぶたの開錠に立ち会ってください(投票箱本体の鍵は開錠しません)。
 - ・ 投票に来た選挙人を選挙人名簿と照合するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会ってください。(令 35)
- 2 次の場合に意見を述べること。
 - (1) 投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。(法 50 II)
 - (2) 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)(令 41 I)
 - (3) 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48 II)
- 3 投票を拒否された選挙人又は投票を拒否されない選挙人について、異議があるとき、意見を述べること。(法 50 V)
- 4 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき、意見を述べること。(令 41 III)
- 5 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- 6 投票録に署名すること。(法 54)

橫 浜 市 長 選 挙 関 係 資 料

旭区選挙管理委員会

16 旭中央地区連合町内会

令和7年8月3日執行 横浜市長選挙 投票管理者・立会人推薦書

第1投票所 旭区役所

		前半（※）	後半（※） （2人に分かれる場合のみご記入ください。）
投票 管理 者	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()
投票 立会 人 1	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()
投票 立会 人 2	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
	生年月日	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。（「後半」は何も記入しなくてかまいません。）
投票管理者と投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

【参院・市長共通】

当日投票管理者・立会人推薦要領

1 当日投票所の投票管理者・投票立会人の概要

	推薦 人数	職務	従事等日時	資格要件	報酬 (予定)
投票 管理者	1名	投票所における 管理執行	・投票日前日 2時間程度 ・投票日当日 午前7時から午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者(※2)	26,000円 (13,000円 ×2日分) (※3)
投票 立会人	2名	投票の立ち会い	・投票日当日 午前7時から午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者(※2)	12,000円 (※3)

※1 開始前の準備及び終了後の投票箱開票所送致等のため30分から1時間程度の時間を要します。

※2 選挙権を有している方であれば、投票所の地域に住んでいない方でも結構です。

※3 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

2 途中交代について

投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、投票日において1人の投票管理者及び2人の投票立会人によりその事務を担うことが原則となります。長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合に限り交代制をとることを想定しておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、交代制とする場合の従事時間及び報酬は次のとおりです。

従事時間	前半 7:00～13:30	後半 13:30～20:00
報酬 (各人)	管理者・立会人各々半額となります。	

3 当日投票所のお食事(昼食・夕食)について

- ・各投票所において任意でご注文いただきます。
- ・食事をご持参なさるか、あるいは各投票所で弁当注文等を行うかについての調整は、投票管理者と投票所の事務主任・庶務主任(区役所職員)間で行っていただきます。後日、電話等でご連絡差し上げますので、しばらくお待ちいただくようお願いください。

旭区選挙管理委員会

令和7年8月3日執行 横浜市長選挙
 期日前投票所 投票立会人推薦書

旭区役所

7月21日（月）

	前 半(※)		後 半 (2人に分かれる場合のみ、ご記入ください。)	
投票立会人1	氏 名		氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()
投票立会人2	氏 名		氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。（「後半」は何も記入しなくてかまいません。）
 投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

旭区選挙管理委員会

令和7年8月3日執行 横浜市長選挙
期日前投票所 投票立会人推薦書

サンハート

7 月 21 日 (月)

	前 半(※)		後 半 (2人に分かれる場合のみ、ご記入ください。)	
投票立会人 1	フリ 氏 名		フリ 氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()
投票立会人 2	フリ 氏 名		フリ 氏 名	
	住 所	旭区	住 所	旭区
	生年月日	昭・平 年 月 日	生年月日	昭・平 年 月 日
	電話番号	()	電話番号	()

※ 終日従事いただける場合は、「前半」のみご記入ください。「後半」は何も記入しなくてかまいません。
投票立会人1は終日、投票立会人2のみ交代勤務ということも可能です。

期日前投票立会人推薦要領

1 期日前投票所の投票立会人の概要

	推薦 人数	職務	立会い時間	資格要件	報酬 (予定)
旭区役所	2名	投票の立ち会い	午前8時30分から 午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者 (※2)	11,000円 (※3)
サンハート	2名	投票の立ち会い	午前9時30分から 午後8時まで(※1)	選挙権を有 する者 (※2)	11,000円 (※3)

※1 開設前打合せ及び終了後の投票箱施錠・書類作成のため前後15分を要します。

※2 選挙権を有している方であれば、投票所の地域に住んでいない方でも結構です。

※3 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

2 途中交代について

当日投票所と同様に、期日前投票所の投票立会人につきましても、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合に限り交代制とさせていただきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、交代制とする場合の従事時間及び報酬は次のとおりです。

従事時間	(区役所) 前半 8:30~14:15 後半 14:15~20:00 (サンハート) 前半 9:30~14:45 後半 14:45~20:00
報酬 (各人)	各々半額となります。

連合別 担当期日前投票所一覧表

投票日 8月3日(日)

	従事場所		旭区役所	サンハート
	日	曜日		
13日前	7月21日	月	(選管推薦)	(選管推薦)
12日前	7月22日	火	(選管推薦)	(選管推薦)
11日前	7月23日	水	市沢地区町内会連合会	(選管推薦)
10日前	7月24日	木	左近山連合自治会	(選管推薦)
9日前	7月25日	金	旭南部地区連合自治会	(選管推薦)
8日前	7月26日	土	若葉台連合自治会	二俣川ニュータウン連合町内会
7日前	7月27日	日	川井地区町内会自治会連合会	万騎が原連合自治会
6日前	7月28日	月	今宿地区町内会自治会連合会	さちが丘地区連合自治会
5日前	7月29日	火	上白根連合自治会	希望が丘南地区連合自治会
4日前	7月30日	水	旭北地区連合自治会	希望が丘東地区連合自治会
3日前	7月31日	木	白根地区町内会自治会連合会	希望が丘連合自治会
2日前	8月1日	金	鶴ヶ峰地区町内会連合会	笹野台地区連合自治会
1日前	8月2日	土	旭中央地区連合町内会	二俣川地区連合自治会

投票管理者 各位

横浜市旭区選挙管理委員会
委員長 篠崎 啓史

横浜市長選挙 投票事務従事者の推薦等について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は令和 7 年 8 月 3 日執行の横浜市長選挙における投票管理者をお引き受けいただきありがとうございます。

つきましては、次のとおり投票事務従事者の推薦をお願いいたしたく、お忙しいところ大変恐縮ですが、御協力いただきますようお願いいたします。

また、投票管理者の概要を裏面で御案内いたします。

なお、職務の詳細につきましては、追って、選任通知と合わせ資料を送付いたしますので、お待ちいただきますようお願いいたします。

1 依頼内容

事務従事者の推薦

『**参考 3-2** 投票事務従事者推薦要領』に、推薦人数、推薦基準等を記載しています。こちらを御確認いただき、『**資料 3-4** 従事者名簿』に御記入ください。

2 提出方法

同封の返信用封筒を用いて、『**資料 3-4 (※)**』を旭区選挙管理委員会宛てにご郵送ください。

(※) 『**資料 3-4**』をメールで御提出いただける場合は、データをお送りします。投票所名、送信者氏名、必要な資料番号（3-4）を本文中に入力いただき、下部のアドレスにメールで御連絡ください。

3 提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）

4 前回からの変更点

市選挙管理委員会では、従事者を確保する負担軽減の観点から、投票所従事者基準の見直しを行い、有権者数 5,000 人未満の投票所について現行から 1 名減としています。区選管では、各投票所が適正に運営できるよう、投票者数や投票所の施設状況を加味した従事者数を算出しています。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
(旭区役所総務課統計選挙係兼任)

電話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

投票管理者について

1 職務

投票所における管理執行

2 従事日時

※ 投票日は令和7年8月3日（日）です。

(1) 投票日前日：2時間程度（前日設営）

※ 集合時間は事務主任が施設管理者・投票管理者様と調整したうえで決定します。

(2) 投・開票日当日：午前6時30分～午後9時頃見込み

※ 投票（午前7時から午後8時）事務従事後、開票所への事務引継ぎを終えて、解散となります。

3 報酬額（前回実績）

26,000円（13,000円×2日分）

※ 今回の選挙から1,500円程度の増額を予定しています。

※ 投票日当日に途中交代をする場合、当日分は半額になります。

4 投票管理者の告示について

公職選挙法施行令第25条の規定「投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない」により、投票管理者の住所（行政区まで）及び氏名は告示されますので御承知おきください。

5 その他

- ・今回は参議院議員通常選挙執行中で開催が難しいため、投票管理者・事務主任打合せ会は行いません。
- ・各投票所の担当者が決まり次第、事務主任から投票管理者様に御連絡差し上げます。
- ・投票管理者選任通知は、後日お送りします。その際に「投票管理者の手引き」を同封しますので、投票日当日までに御一読ください。

当日投票所のお食事（昼食・夕食）について

- ・各投票所において任意でご注文いただきます。
- ・食事をご持参なさるか、あるいは各投票所で弁当注文等を行うかについての調整は、各投票管理者と各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）間で行っていただきます。事務主任・庶務主任からの連絡をお待ちください。
- ・調整結果について、立会人や事務従事者には各投票所の事務主任・庶務主任から電話等で伝達・確認を行います。

横浜市長選挙 投票事務従事者推薦要領

1 推薦人数

原則 5 名（うちパソコン操作者 2 名）

- ※ パソコン操作者の作業内容は、「投票のご案内」に印字されたバーコードを読み取り、確認ボタンをクリックし、「投票のご案内」にチェックをつけるという、簡単な作業です。別途、投票所従事職員より説明いたします。
- ※ 有権者の人数等により推薦人数が異なる場合や、パソコン操作者が 3 人の場合があります。推薦人数は、投票所ごとに用意された推薦名簿でご確認ください。

2 投票事務従事者の推薦について

- (1) 投票日前日及び投票日当日ともに参集できる方。
- (2) 投票事務に従事して知り得た投票の秘密など個人情報等のプライバシーの保護を守れる方。
- (3) 年齢が 16 歳以上の方（高校 1 年生以上）。
 - ※ 従事いただく際の服装については、肌の露出の多いもの、華美なものはお控えいただくよう、あらかじめお伝えいただければ幸いです。
- (4) 投票立会人以外の方。

3 従事日時

※投票日は令和 7 年 8 月 3 日（日）です。

- (1) 投票日前日
 - 2 時間程度（前日設営）
 - ※ 集合時間は事務主任が施設管理者・投票管理者様と調整したうえで決定します。
- (2) 投票日当日
 - 午前 6 時 30 分～午後 8 時 30 分頃

4 報酬（予定）

- (1) 投票日前日 2,500 円 + 交通費（実費）
- (2) 投票日当日 18,972 円 + 交通費（実費）

※ 投票日当日の報酬につきましては、所得税「372 円」を源泉徴収させていただきますので、実際の手取り額は「18,600 円」（前回実績）となります。

なお、報酬額は、変更となる可能性があります。

※ 交通費については最も経済的かつ合理的な経路で計算し、IC カード利用の金額での支給となりますので「従事者名簿」に記載いただいた金額と異なる場合がございます。御了承ください。

5 その他

- ・投票事務従事者の方に対しての事務説明会はありません。
- ・後日、各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）から従事者の方あてに、委嘱状と合わせて投票日前日・当日の集合時刻等をお知らせいたします。
- ・推薦後～投票日当日までに従事できない方が現れた場合は、新たに別の方の御推薦をお願いいたします。

【横浜市長選挙】
投票事務従事者名簿

資料 3 - 4 ★
締切：6月6日（金）

記入者名：

第 1 投票所

旭区役所

番号	フリガナ	生年月日	住 所	連絡先 ※日中連絡不可の場合は メールアドレス併記をお願いいたします。		投票所までの経路	
	氏 名			電 話	メー ル	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
例 1	アサヒ タロウ	昭和 62 年 10 月 1 日	旭区さちが丘〇〇	電 話	045-123-4567	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
	旭 太郎			メー ル	〇〇〇〇@gmail.com	なし	
例 2	メイスイ ハナコ	平成 5 年 1 月 23 日	旭区二俣川2-〇〇	電 話	090-1234-5678	公共交通機関の利用	ありの場合のルート
	明推 花子			メー ル	△△△△@hotmail.com	あり	自宅→相鉄〇〇バス停→二俣川(〇〇円)→投票所
パ ソ コ ン 操 作 者 1		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
2		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
3		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
4		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
5		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
6		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
7		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			
8		年 月 日		電 話		公共交通機関の利用	ありの場合のルート
				メー ル			

投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

横浜市長選挙 当日投票所の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 8 月 3 日執行の横浜市長選挙における投票立会人をお引き受けいただきありがとうございます。投票日当日までに投票立会人の心構え（参考 4 - 2）を御一読いただき、投票所での立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

投票所における投票の立会い

2 従事日時

令和 7 年 8 月 3 日（日）午前 6 時 30 分～午後 9 時 00 分頃見込み

※ 投票（午前 7 時から午後 8 時まで）事務従事後、投票立会人 2 名のうち 1 名につきましては、開票所への事務引継を終えて、解散となります。

※ 交代制をとる場合の時間は次のとおりです。

（前半）午前 6 時 30 分から午後 1 時 30 分まで

（後半）午後 1 時 30 分から午後 9 時 00 分頃まで

3 報酬額（前回実績）

12,000 円（交代制の場合は 6,000 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

4 その他

- ・選任通知書等の書類につきましては、後日送付いたします。
 - ・当日のお食事をご持参いただくか否かについては、各投票所の事務主任・庶務主任（区役所職員）からお電話等でご連絡いたします。
- なお、やむを得ない事情により当日の立会いが困難となった時点で、以下の連絡先へ速やかに御一報ください。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

投票立会人の心構え

- 1 定刻までに必ず選任通知書、印鑑を持ってお集まりください。
- 2 用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の外は、投票所を出ないでください。また、やむを得ず席を立つ場合は、投票管理者等に声をかけてください。
- 3 投票立会人として選任されますと、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ辞職することはできないことになっております。
- 4 職務上知り得た事柄、特に選挙人の生年月日・続柄等プライバシーに関することは、絶対にもらしたり、話題にしたりすることのないよう注意してください。

投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

- 1 投票手続全般について立ち会うこと。(法 38)
 - 立会人は、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地等から、投票管理者から意見を求められた場合に限らず、投票管理者に協力し、また、積極的に投票事務に立ち会ってください。
 - ・ 選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認をするときに必ず立ち会ってください。
 - ・ 投票に来た選挙人を選挙人名簿と対照するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会ってください。(令 35)
- 2 次の場合に意見を述べること。
 - (1) 投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。(法 50Ⅱ)
 - (2) 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)(令 41Ⅰ)
 - (3) 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48Ⅱ)
 - (4) 不在者投票、在外投票を受理するかどうかについて意見を求められたとき。(令 63Ⅰ)(指定投票区のみ)
- 3 投票を拒否された選挙人、又は投票を拒否されない選挙人について異議があるとき、意見を述べること。(法 50Ⅴ)
- 4 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき意見を述べること。(令 41Ⅲ)
- 5 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- 6 投票録に署名すること。(法 54)
- 7 投票管理者が投票箱を投票所から開票管理者のもとに送るときに付き添うこと。(法 55)

区役所期日前投票所投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

期日前投票所の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 8 月 3 日執行横浜市長選挙における期日前投票所の立会人をお引き受けいただきありがとうございます。立会人の心構え（参考 5 - 3）を御確認いただき、期日前投票への立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

期日前投票所における投票の立会い

2 従事場所

旭区役所期日前投票所（旭区役所 地下 1 階会議室）

※ 区役所スロープを降りた先の地下夜間休日入口からお入りいただき、業務員に「期日前投票所の立会人です。」とお申し出ください。

3 立会日時

立会日：参考 2 - 3（地区連合別 担当期日前投票所一覧表）のとおり

立会時間：午前 8 時 30 分～午後 8 時 00 分

開始前の打合せのため **15 分前にお集まりください**。また、立会終了後は、投票箱施錠と書類作成のため 15 分ほど要します。

※ 交代制をとる場合の立会時間は次のとおりです。

（前半）午前 8 時 30 分～午後 2 時 15 分

（後半）午後 2 時 15 分～午後 8 時 00 分

4 報酬額（前回実績）

11,000 円（交代制の場合は 5,500 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

5 その他

お食事は期日前投票所近辺でお取りくださいますようお願いいたします。休憩スペースは設けておりますので、適宜御利用ください。（旭区役所内に食堂・売店はございません。）

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤

（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

臨時期日前投票所投票立会人 様

横浜市旭区選挙管理委員会

期日前投票の立会いについて（連絡）

この度は令和 7 年 8 月 3 日執行の横浜市長選挙における期日前投票所の立会人をお引き受けいただきありがとうございます。立会人の心構え（参考 5 - 3）を御確認いただき、期日前投票への立会いをよろしくお願いいたします。

1 投票立会人の職務

期日前投票所における投票の立会い

2 従事場所

臨時期日前投票所（旭区民文化センター サンハートホール）

3 立会日時

立会日：参考 2 - 3（地区連合別 担当期日前投票所一覧表）のとおり

立会時間：午前 9 時 30 分～午後 8 時 00 分

開始前の打合せのため **15 分前にお集まりください**。また、立会終了後は、投票箱施錠と書類作成のため 15 分ほど要します。

※ 交代制をとる場合の立会時間は次のとおりです。

（前半）午前 9 時 30 分～午後 2 時 15 分

（後半）午後 2 時 15 分～午後 8 時 00 分

4 報酬額（前回実績）

11,000 円（交代制の場合は 5,500 円）

（今回の選挙から 1,500 円程度の増額を予定しています。）

5 その他

お食事は期日前投票所近辺でお取りいただくほか、休憩スペースも設けておりますので、お弁当をご持参の場合は適宜ご利用ください。

横浜市旭区選挙管理委員会 佐藤、佐々木、岩澤
（旭区役所総務課統計選挙係兼任）

電 話：045-954-6012 FAX：045-951-3401

メール：as-toukei@city.yokohama.lg.jp

期日前投票所投票立会人の心構え

- 1 定刻までに必ず、印鑑と口座振込依頼書を持って指定された期日前投票所にお集まりください。
- 2 用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の外は、期日前投票所を出ないでください。また、やむを得ず席を立つ場合は、投票管理者等に声をかけてください。
- 3 投票立会人に選任されますと、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ辞職することはできないことになっております。
- 4 職務上知り得た事柄、特に選挙人の生年月日・続柄等プライバシーに関することは、絶対にもらしたり、話題にしたりすることのないよう注意してください。

期日前投票所投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

- 1 投票手続全般について立ち会うこと。(法 48 の 2 により読み替える法 38)
立会人は、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地等から、投票管理者から意見を求められた場合に限らず、投票管理者に協力し、また、積極的に投票事務に立ち会ってください。
 - ・ 選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認をするときに必ず立ち会ってください(初日のみ、2 日目以降は投票箱を交換する場合のみ)。
 - ・ 2 日目以降は投票箱の上ぶたの開錠に立ち会ってください(投票箱本体の鍵は開錠しません)。
 - ・ 投票に来た選挙人を選挙人名簿と照合するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会ってください。(令 35)
- 2 次の場合に意見を述べること。
 - (1) 投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。(法 50 II)
 - (2) 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)(令 41 I)
 - (3) 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48 II)
- 3 投票を拒否された選挙人又は投票を拒否されない選挙人について、異議があるとき、意見を述べること。(法 50 V)
- 4 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき、意見を述べること。(令 41 III)
- 5 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- 6 投票録に署名すること。(法 54)